

合併協議会だより

編集・発行 / 高松市・香川町合併協議会事務局



新しく副会長に就任し、あいさつをする岡 香川町長（第5回会議）

『合併の方式』など基本3項目が確認されました。

合併の方式……………香川郡香川町を廃止し、その区域を高松市に編入する。
平成15年11月の合併協議会第3回会議で提案され、継続協議となっていた協議第1号「合併の方式」について、平成16年4月15日に開催された合併協議会第5回会議で、協議が行われ、「編入合併」とすることが確認されました。

新市の名称……………新市の名称は、高松市とする。

新市の事務所の位置…新市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号とする。

行政制度等の調整方針・建設計画の作成方針を決定

新副会長あいさつ



香川町長 岡 弘司

今日、地方を取り巻く環境は益々厳しさが加わって来ており、住民に最も身近な自治体として、総合的な住民サービスを提供する責務がある市町が、地域自らのまちづくりを進めることが重要な課題となっており、これに対応する組織と権限のバランスのとれた体制づくりが求められるところであり、その最も効果的な手法として、合併についての検討が、全国的に行われております。わが町におきましても、住民の強い熱意により高松市との合併協議会が立ち上げられ、既に6回の協議会が開催されております。

私は香川町長に就任後、本協議会の副会長として協議に臨んでいますが、高松市と香川町が、お互いの信頼関係のもと、お互いを尊重しあい理解しあって、市町の大小を基本とした考え方ではなく、対等の立場に立脚した方向・方針で建設的に協議が進められ、限られた期間を目標に大きく前進させるよう増田会長とともに努力してまいりたいと考えております。そして未来から現在を振りかえり、合併してよかったと住民の皆様から言ってもらえるような合併を推進して行きたいと思っております。住民の皆様には、今後とも格別の御理解と、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

第5回会議の結果

平成16年4月15日（木）に、合併協議会第5回会議が、高松市役所で開催されました。

新副会長あいさつ、新委員等の紹介の後、報告事項・議案事項及び協議事項が審議されました。

会議の概要は、次のとおりです。

報告事項

次の事項について報告されました。

報告第10号～第13号

- ・高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について
- ・市町村の合併の特例に関する法律第5条6項の規定による合併協議会設置請求代表者への通知及び公表について
- ・副幹事長の互選結果について
- ・高松市・香川町合併協議会幹事会部会規程の一部改正について

議案事項

議案第10号・第11号が審議され、原案のとおり決定されました。

議案第10号

平成16年度高松市・香川町合併協議会事業計画について

- ・合併協定項目の協議
- ・行政制度・事務事業現況調査の実施及び調整
- ・建設計画の作成

- ・合併協議会日より、ホームページによる情報の提供等

議案第11号

平成16年度高松市・香川町合併協議会予算について

《歳入》

- ・市町負担金、県補助金等

《歳出》

- ・会議費、事務費、事業推進費等（合併協議会だよりの発行、ホームページ管理、建設計画の作成等）

協議事項

第3回会議で、新設合併と編入合併の2案が提案された協議第1号について協議が行われ、次のとおり確認されました。

協議第1号（確認）

合併の方式（協定項目第1号）について

- ・香川郡香川町を廃止し、その区域を高松市に編入する。



第6回会議の結果

平成16年5月7日(金)に、合併協議会第6回会議が、香川町農村環境改善センターで開催されました。会議の概要は、次のとおりです。

議案事項

議案第12号・第13号が審議され、原案のとおり決定されました。

議案第12号

行政制度等の調整方針について
下記別表1のとおり

議案第13号

建設計画の作成方針について
4ページ別表2のとおり

協議事項

協議第2号から第5号までが提案され、協議の結果、次のとおりとなりました。

協議第2号

合併の期日(協定項目第2号)について

合併の期日について提案され、協議の結果、次回の会議で意思集約を図ることとなりました。

・合併の期日は、現時点において、平成17年3月31日を目標とする。

今後の協議の進捗状況や、合併

特例法の改正等を見極めて、より具体的な合併の期日を改めて提案

協議第3号(確認)

新市の名称(協定項目第3号)について

・新市の名称は、高松市とする。

協議第4号(確認)

新市の事務所の位置(協定項目第4号)について

・新市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号とする。

現高松市役所の位置

協議第5号

町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について

香川町地域の町名・字名の取扱いについて提案され、協議の結果、次回の会議で意思集約を図ることとなりました。



行政制度等の調整方針 別表1

住民サービスや住民負担を規定している各種制度・補助金・使用料・手数料などの行政制度等について、その調整方針を明らかにするとともに、事務的整理を行う指針とするため、行政制度等の調整方針が定められました。

1 基本的考え方

これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行う。

2 調整方針

原則として、高松市の行政制度等に統一する。

この場合、香川町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を加える。

なお、サービス・負担の適正化推進の視点から、特に必要があると認めるときは、高松市の制度等の見直しなど、総合調整を行う。

調整方法の基本的なイメージ

両市町共にあり、同水準のもの/調整方法(1)

高松市の制度等に統一する。
高松市 住民サービス、住民負担に変化はない。
香川町 住民サービス、住民負担に変化はない。

両市町共にあるが、水準が異なるもの/調整方法(2)

高松市の制度等に統一する。ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容、相違の程度等を勘案し、調整を行う。
高松市 基本的には、住民サービス、住民負担に変化はない。
香川町 基本的には、住民サービス、住民負担は変化する。
なお、香川町の住民サービスが低下する場合や住民負担が重くなる場合には、急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行う。

高松市にあって、香川町にはない場合/調整方法(3)

高松市の制度等を適用する。ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行う。
高松市 住民サービス、住民負担に変化はない。
香川町 基本的には、住民サービスは向上する。
基本的には住民負担は変化する。
なお、香川町の住民負担が重くなる場合には、急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行う。

高松市にはなく、香川町にある場合/調整方法(4)

制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行う。
調整に当たっては、香川町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、制度等の存続、廃止又は経過措置を設けることを検討する。

高松市・香川町合併協議会 委員等名簿

(平成16年5月14日現在)

職名	氏名	備考
会長	増田 昌三	高松市長
副会長	岡 弘司	香川町長
委員	廣瀬 年久	高松市助役
"	松本 吉弘	香川町助役
"	谷本 繁男	高松市議会議長
"	御厩 武史	香川町議会議長
"	大橋 光政	高松市議会副議長
"	北中 ヤエ子	香川町議会副議長
"	梶村 傳	高松市議会議員
"	大浦 澄子	高松市議会議員
"	三笠 輝彦	高松市議会議員
"	森谷 芳子	高松市議会議員
"	溝淵 敬	香川町議会議員
"	初瀬 恭次郎	香川町議会議員
"	富田 道教	香川町議会議員
"	大塚 茂樹	香川町議会議員
"	井原 健雄	学識経験者(高松市)
"	鎌田 郁雄	学識経験者(高松市)
"	千葉 規美子	学識経験者(高松市)
"	中原 弘	学識経験者(香川町)
"	長尾 光喜	学識経験者(香川町)
"	山本 宏美	学識経験者(香川町)
"	西川 勝秀	合併協議会設置請求代表者
監査委員	北原 和夫	高松市代表監査委員
"	川西 隆雄	香川町代表監査委員

(敬称略)

合併協定項目の「確認」とは？

合併協議会は、合併に関するあらゆる協議を行う場で、議会などのような議決機関ではないと考えられています。このため、合併協議会で、合併協定項目について協議が行われ、委員の意思集約が図られた場合には、「決定」されたとは言わずに、「確認」されたという表現を使用しています。

建設計画の作成方針 別表2

建設計画を作成するに当たっての基本的な考え方をまとめた建設計画の作成方針が定められました。

1 計画の趣旨

両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図る。

2 計画の構成

この計画は、合併後の市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成する。

3 計画の期間

この計画における施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後、おおむね10年間について定める。

4 計画の区域

原則として香川町地域を対象とするが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象とする。

5 作成上の留意事項

- 基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。
- 対象事業については、香川町総合計画及び新・高松市総合計画など、基本的な施策・方針との整合性に留意するとともに、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮する中で、その有効性・効率性や緊急度・優先度等を総合的に勘案し、合併後のまちづくりの根幹となるべき事業を選定する。
- 公共的施設の整備については、その機能や役割を整理する中で、必要性や効果、地域バランス、財政状況などを考慮しながら検討する。
- ハード面の事業に偏ることなく、ソフト面の事業についても重視した計画とする。
- 財政計画については、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成する。

Information



御意見をお待ちしています！

合併についての御意見、御質問がございましたら、合併協議会事務局までお寄せいただきますようお願いいたします。

ホームページアドレス：

<http://www.citytakamatsu-townkagawa.jp>

E-mail : t8047@city.takamatsu.lg.jp

合併協議会の予定

第7回会議は、平成16年6月28日(月)に香川県自治会館(高松市福岡町二丁目3番2号)7階会議室で午後1時30分から開催を予定しています。

合併協議会の傍聴

傍聴の定員 70人以内
傍聴の受付 会議開始30分前
傍聴人の決定 受付順

会議資料等の閲覧

合併協議会事務局と高松市役所、香川町役場で会議資料や会議録を御覧いただけます。